

(案)

令和8年6月3日

木更津市教育委員会

木更津市立図書館 館長 北村 晴美 様

木更津市図書館協議会

議長 小山 百合子

吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方（案）について（答申）

令和8年5月1日付で木更津市立図書館長から諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

1 吾妻公園文化芸術施設における図書館の専門性の位置付けについて

- ・ 図書館は、資料の貸出にとどまらず、レファレンス（調査相談）をはじめとする高度な専門的サービスを通じて、市民の学びと課題解決を支える社会教育施設である。
- ・ 選書、蔵書構成、レファレンス、郷土資料の蓄積といった業務は、高度な専門性と倫理性を要する中核的機能であり、単なる施設管理や効率性のみで評価されるべきものではない。
- ・ 吾妻公園文化芸術施設における運営検討にあたっては、この図書館の本質的価値を明確に位置付けたうえで、図書館法の趣旨をふまえた制度設計および運営体制を構築すべきである。

2 司書をはじめとする専門人材の継続的な配置および人材育成・継承の在り方について

- ・ 図書館サービスの質は、設備や制度以上に、長年にわたり地域と信頼関係を築いてきた専門人材の継続的な関与に支えられている。
- ・ 司書の頻繁な異動や短期的な人員入れ替えは、地域との信頼関係や専門的ノウハウの継承に影響を及ぼす。
- ・ そのため、司書その他専門職員については、必要な配置人数を確保し、継続的な研修、人材育成及び知識・技術の継承が図られる体制を整備すべきである。

(案)

- ・ 出向や雇用形態の変更が生じる場合においても、これまで培われてきた専門性や経験が将来にわたり活かされるよう、配置や役割について十分配慮した体制の構築と、市職員としての身分の明確化と将来的な復帰やキャリア形成へ配慮することが求められる。
- ・ 運営主体の変更等が生じた場合においても、人材の断絶により図書館サービスが低下することのないよう十分配慮する必要がある。
- ・ 図書館活動を支えてきたボランティアとの関係については、長年にわたり培われてきた信頼関係及び活動の蓄積を踏まえ、運営主体の変更時においても円滑な引継ぎ及び継続的な協働体制が維持されるよう配慮することが必要である。

3 将来の管理運営を見据えた本質的課題への対応について

(採算性)

- ・ 図書館法の考え方にも示されているとおり、図書館や公民館、文化施設は、採算が取れないことを前提に公共が担ってきた分野である。
- ・ 採算性や稼働率といった指標は、運営を考えるうえでの参考情報ではあるものの、それ自体が運営の目的とならないよう留意する必要がある。

(継続性)

- ・ 指定管理者制度による財団法人等を運営主体とする場合には、運営主体の変更や撤退が生じた際にも図書館サービスの質が損なわれることのないよう、業務内容、人材、サービスの円滑な引継ぎを制度上担保するなど、必要な備えを講じることが重要である。
- ・ 運営主体の選定にあたっては、仕様書に郷土資料の保管・管理・蓄積や、選書規定の遵守等を明記し、採算性や稼働率といった指標のみで選書・廃棄が行われないよう定めることが必要である。
- ・ 特に、郷土資料（古文書・行政資料等を含む）については、その歴史的価値及び代替不可能性に鑑み、図書館司書等の専門職員が主体的に関与して判断を行う体制を確保するとともに、必要に応じて外部の専門的知見も活用し、その保存及び取扱いの適正性を担保することが望ましい。
- ・ また、視覚障害者に対応した点字資料や録音図書についても、木更津市の特色として蓄積されてきた資料であるため、その提供が今後も継続されるよう配慮することが望ましい。

(案)

- ・ 司書の有資格者の配置等、専門性を担保するための人員配置を条件とし、仕様書等に盛り込むことが求められる。

(点検・評価)

- ・ 図書館運営の点検・評価については、利用者数や貸出冊数等の数値指標に加え、レファレンスサービスの状況、読書活動の推進、学校との連携、障害者サービス、地域資料の整備状況等を含め、総合的かつ多面的に行うことが望ましい。
- ・ 評価にあたっては教育委員会が関与し、評価結果を今後の運営改善に活用する仕組みとしてP D C Aサイクル方式等を整えることが求められる。また、評価にあたっては、司書や図書館に関連する領域の研究者等、専門家としての視点から図書館運営を適切に見極めることができる者による評価体制を確保することが必要である。その際、評価者の専門的知見が運営主体に比して十分でない状況が生じないよう、十分な配慮が求められる。
- ・ 制度移行後においては、制度全体の在り方について一定期間経過後に総合的に検証し、必要に応じて見直しを行うことが望ましい。

(所管及び管理運営体制)

- ・ 吾妻公園文化芸術施設が複合施設であることを踏まえ、施設全体として効率的かつ一体的な管理運営体制を検討する必要性は理解できる。
- ・ 一方で、図書館は社会教育法の精神に基づく社会教育施設であり、市内唯一の公立図書館として、市民の学問の自由を支え、生涯学習を保障する重要な役割を有している。
- ・ そのため、施設全体の所管や管理運営体制の見直しを行う場合であっても、図書館の専門性・継続性・公共性が損なわれることのないよう、図書館運営の基本方針や重要事項の決定、点検・評価等について、教育委員会が継続的に関与できる仕組みを確保することが必要である。
- ・ 指定管理者制度を採用する場合においては、市及び指定管理者双方において図書館専門職員（司書資格を有する者）を確保するとともに、当該専門職員が相互に連携しながら、選書、資料管理、郷土資料の取扱い等の重要事項に継続的に関与できる体制を確保することが必要である。

(案)

- ・ その際、専門性の維持及び継承の観点から、市職員である司書が一定期間、指定管理者の運営に関与すること（出向等を含む）を通じて、現場実務と行政的管理の双方の視点を有する人材を継続的に確保する仕組みを検討することが望ましい。
- ・ 図書館、地域交流センター、ホールでは社会教育的機能や文化事業機能など、求められる役割や専門性の性質が異なることから、それぞれの特性に応じた人材配置及び運営手法を確保することが必要である。
- ・ また、運営主体の代表者及び施設管理責任者については、各機能を総合調整できるマネジメント能力を有するとともに、文化・社会教育施設の公共的役割に理解を有する者を配置することが必要である。

まとめ

木更津市立図書館は昭和4年の開館以来、長年にわたり地域の知の拠点としての役割を果たしてきており、令和11年には開館100年を迎える節目にある。

こうした歴史と実績を踏まえ、吾妻公園文化芸術施設における図書館は、資料貸出機能にとどまらず、市民一人ひとりの学び、交流、課題解決を支える知の拠点として発展していくことが期待される。

また、ホール、地域交流センター等との連携を図ることにより、多様な世代が自然に集い、新たな文化活動や地域交流が生まれる場となることが望ましい。

その実現にあたっては、提案されている手法を含めいかなる管理方式の下においても、これまでの図書館活動の中で培われてきた専門性と地域との関係性を将来にわたり継承する観点を踏まえ、図書館サービスの質、専門性及び継続性が確保されることを基本とすべきである。

本答申は、特定の管理方式の是非のみを論ずるものではなく、吾妻公園文化芸術施設において、図書館という社会教育施設の価値を将来にわたりいかに守り育てていくかという観点から整理したものであり、今後の検討に資する指針となることを意図している。

教育委員会においては、本答申の趣旨を踏まえつつ、提案の趣旨や可能性にも十分配慮し、今後の制度設計および運営体制の検討に反映されることを求める。